

四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例（平成24年四日市市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（園路及び広場）</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、それぞれそのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>（1）出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>アからエまで （略）</p> <p>オ 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等（以下「点状ブロック等」という。）及び令第22条第2項第</p>	<p>（園路及び広場）</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、それぞれそのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>（1）出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>アからエまで （略）</p> <p>オ 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等（以下「点状ブロック等」という。）及び令第21条第2項第</p>

<p><u>1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面又は床面に敷設したものをいう。)を敷設すること。</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>	<p><u>1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面又は床面に敷設したものをいう。)を敷設すること。</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(都市整備部公園緑政課)